

## 伊勢原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家事・育児等に不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に家事等を支援する者(以下「訪問支援員」という。)を派遣することで、当該家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に実施する伊勢原市子育て世帯訪問支援事業(以下「事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長が必要と認めるときは、事業の全部又は一部を適切な事業の運営が確保できると認められる者(以下「事業者」という。)に委託することができる。

(対象者)

第3条 事業の対象とする者は、本市に居住し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の保護者又はこれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある児童及び養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者並びにそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他市長が特に支援が必要と認める者

(事業の内容)

第4条 事業の内容は、訪問支援員を対象世帯に派遣し、次の支援を行うこととする。

- (1) 食事に関すること。
- (2) 洗濯に関すること。
- (3) 掃除に関すること。
- (4) 買い物に関すること。
- (5) 育児に関すること。
- (6) 保育所等への送迎支援に関すること。
- (7) 育児に関する一般的な相談に関すること(専門的な内容を除く。)
- (8) その他家事援助・育児・養育支援に関すること。

(他制度の優先利用の原則)

第5条 介護保険法(平成9年法律第123号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)等に規定されている事業等による訪問支援(以下「他制度」という。)と事業による訪問支援の内容が重複する場合は、他制度の利用を優先する。

( 利用料 )

第 6 条 事業の利用料は、無料とする。ただし、訪問支援員が代行する買い物等の費用や通院等の付添いに要する交通費等の実費については、事業の利用者の負担とする。

( 訪問支援員の要件 )

第 7 条 訪問支援員は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 家事、育児等に関する支援を適切に実行する能力を有する者

(2) 市が事業の趣旨を踏まえて適当と認める研修を修了した者

(3) 次のアからオまでに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(イに該当する者を除く。)

イ 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成 11 年法律第 52 号)その他国民の福祉に関する法律(児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 35 条の 5 号各号に掲げる法律に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第 2 条に規定する児童虐待又は児童福祉法第 33 条の 10 に規定する被措置児童等に虐待を行った者

( 利用の申請 )

第 8 条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用申請書(第 1 号様式)を市長に提出しなければならない。

( 利用の決定 )

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、養育状況を把握した上で、申請者に係る支援目標、訪問支援員の派遣内容等を定めた伊勢原市子育て世帯訪問支援事業支援計画書(第 2 号様式)及び伊勢原市子育て世帯訪問支援事業応援計画書(第 3 号様式)を作成するものとする。

2 市長は、前条の申請内容の確認に基づき、事業の利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書(第 4 号様式)又は伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書(第 5 号様式)により、速やかに申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による事業の利用を承認した場合は、伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用依頼書(第 6 号様式)により、速やかに事業者に訪問支援員の派遣を依頼するものとする。

( 変更の申請等 )

第 10 条 事業の利用を承認された者は、日程を変更又は中止する必要がある場合は、当該利用日の前日(当該日が次条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、その前日)の午後 5 時までに、直接、事業者に連絡するものとする。

2 前項の期日を過ぎて連絡があった場合は、キャンセルとして取り扱い、利用回数に含めるものとする。この場合において、事業者は、当該キャンセル分を含めて委託料を請求することができるものとする。

(利用時間及び派遣期間等)

第11条 事業を利用できる時間は、次に掲げる日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

2 訪問支援員の派遣期間は、支援計画に基づき原則3か月以内、1日当たり2時間以内とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(実績報告及び費用請求)

第12条 事業者は、事業を実施したときは、実施した月の翌月の10日までに伊勢原市子育て世帯訪問支援事業活動実績報告書(第7号様式)、伊勢原市子育て世帯訪問支援事業活動記録(第8号様式)及び伊勢原市子育て世帯訪問支援事業請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(費用の支払)

第13条 市長は、前条の規定による費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託契約に基づき支払を行うものとする。

(留意事項)

第14条 事業の実施に当たっては、次の事項について留意しなければならない。

(1) 事業者及び訪問支援員は、児童の最善の利益を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。

(2) 事業者及び訪問支援員は、訪問した家庭がこの事業以外の支援も必要であると考えられる場合には、市に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。この場合において、業務上知り得た情報を市と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和6年12月2日告示第147号)

この告示は、公表の日から施行する。

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

伊勢原市長 殿

申請者

住 所

氏 名

電話番号

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、この申請に当たり、同意欄記載の事項に同意します。

希望する支援	家事支援		育児・養育支援	
申請理由				
家族状況	氏 名	続 柄	生年月日	職業・所属など
同意欄	・世帯に必要な範囲で世帯状況等について調査すること。			
	・事業を実施するに当たり、必要な情報を各関係機関と共有すること。			
備考				

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業支援計画書

記入日

対象者氏名		生年月日		所属
			歳	
			歳	
			歳	
			歳	
			歳	
保護者	氏名	生年月日		職業等
住所			電話	

家族構成	要保護児童対策地域協議会 受理情報	
	通告状況	
	支援方針	
経過	児童・保護者の意向（心配していること、希望すること）	

(裏面)

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業支援計画書

	初回日	評価実施日	評価実施日	評価実施日
月日				
出席者				
	長期目標		短期目標	
初回 (年 月 日)				
再評価 (年 月 日)				

	課題	アセスメント
初回検討時		
評価日		
評価日		
評価日		

	評価	評価	評価
家事支援			
育児支援			

	支援内容	利用期間	利用時間
家事支援			
育児支援			



第4号様式(第9条関係)

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

年 月 日付けで申請があった子育て世帯訪問支援事業について、下記のとおり承認しましたので通知いたします。

記

利用者	住 所	
	氏 名	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日	
利用曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金	
利用時間	時 分 から 時 分	
	時 分 から 時 分	
支援内容		

第5号様式（第9条関係）

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

年 月 日

様

伊勢原市長

年 月 日付けで申請があった子育て世帯訪問支援事業について、下記の理由により不承認となりましたので通知いたします。

記

対象者	住 所	
	氏 名	
不承認の理由		

【問い合わせ先】  
伊勢原市  
電話番号

第6号様式(第9条関係)

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業利用依頼書

年 月 日

様

伊勢原市長

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業実施要綱に基づく支援について、下記のとおり依頼します。

記

利用者	住所	
	氏名	
利用期間	年 月 日 から 年 月 日	
利用曜日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金	
利用時間	時 分 から 時 分	
	時 分 から 時 分	
支援内容		

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業 活動実績報告書

実績報告		
令和	年	月分
対象者名		

活動者名	所属

活動開始年月日

活動実績									
	活動日	曜日	活動時間			活動内容		利用者印	備考
			開始時間	終了時間	活動時間	ヘルパー	ファミサポ		
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
計		日	時間			所属代表者名			確認印

## 伊勢原市子育て世帯訪問支援事業 活動記録

実績報告
令和    年    月分
対象者名

活動者名	所属

活動状況						
活動日	曜日	活動時間			活動内容	活動時対象者以外の同席者
		開始時間	終了時間	活動時間	ヘルパー    ファミサポ	
活動内容						
家庭の状況						
対象者の様子						
保護者の様子						
支援計画書に基づいた観察点・気になる点						
次回訪問予定日						

第9号様式（第12条関係）

年 月 日

伊勢原市子育て世帯訪問支援事業請求書

伊勢原市長 様

印

下記のとおり 年 月分の請求をいたします。

訪問対象件数	件
訪問回数	回
訪問時間	時間
研修	回

請求額 円

内 訳		計
訪問	回	円
	時間	
キャンセル	回	円
研修	回	円